



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年1月12日(金) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤 洋	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

県制度融資「SDGs推進資金」の融資対象者に 「『パートナーシップ構築宣言』登録・公表事業者」を追加 (サプライチェーン全体の付加価値増大、下請企業との取引適正化等を促進)

県では、SDGsの推進やワーク・ライフ・バランスの実現などの働き方改革に取り組む事業者を支援するため、県制度融資に「SDGs推進資金」を設けています。このたび、大企業と中小企業等が共に成長し、取引先との持続可能な関係構築を促すことを目的として、1月12日(金)から、当該資金の融資対象者に「『パートナーシップ構築宣言』(※後述2参照)を登録・公表した事業者」を追加し、資金調達の面から、この取組みを推進する事業者を支援していきます。

1 「SDGs推進資金」融資要件

	要件
融資対象者 及び 資金使途	次のアからキのいずれかに該当する中小企業者又は組合 ア 賃上げに取り組み、「賃上げ促進税制」又は「所得拡大促進税制」の適用を受けた者の事業資金 イ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度の登録者の事業資金 ウ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の事業資金 エ 事業所内における保育施設等の設置資金及び施設の運営費 オ 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク登録事業者の事業資金 カ 岐阜県プラスチック・スマート事業所「ぎふプラスマ！」登録事業者の事業資金 キ 「パートナーシップ構築宣言」の登録・公表事業者の事業資金【追加】
取扱開始日	令和6年1月12日(金)から
融資利率	年0.8% (償還期間が10年を超える場合：年1.2%)
融資限度額	運転資金：4,000万円 設備資金：1億円 (運転資金と併せて)
融資期間	運転資金：7年以内 (据置期間1年) 設備資金：15年以内 (据置期間1年)
事業者負担 信用保証料率	必要に応じて 無担保の場合：年0.45～1.0% 有担保の場合：年0.35～0.9% (上記は県保証料補給(年0.0～0.9%)後の率)
融資申込先	県内各取扱金融機関

2 「パートナーシップ構築宣言」の概要

- 令和2年5月、経済界・労働界の代表及び関係閣僚をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」（主宰：内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣）において導入された仕組み。
- 事業者が「発注者」側の立場から、取引先との共存共栄を目指し、以下に取り組むことを「代表権のある者の名前」で宣言（※1）し、ポータルサイト（※2）で公表するもの。
 - （1）サプライチェーン全体の付加価値増大と、新たな連携（IT実装、BCP策定、グリーン調達の支援等）
 - （2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」（※3））の遵守、特に、取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
- ※1：別紙『「パートナーシップ構築宣言」のひな型』を参照。
- ※2：公益財団法人全国中小企業振興機関協会が運営する「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに掲載することにより、各事業者の取組みを「見える化」。上記ひな型は本ポータルサイトに掲載。
- ※3：下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき定められたもの。
- この宣言・公表により、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行の構築促進が期待される。

（宣言を行うことによる事業者のメリット）

- ① 指定のロゴマークを広報等にて利用可能



- ② 国の一部補助金における加点等の優遇措置

（登録・公表事業者数 [令和6年1月9日時点]）

岐阜県内：658社（全国：38,163社）

（「パートナーシップ構築宣言」に係る問い合わせ先）

- 「宣言」の内容について
内閣府政策統括官付参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
中小企業庁企画課 03-3501-1765
- 「宣言」の提出・掲載について
公益財団法人全国中小企業振興機関協会 03-5541-1540

「パートナーシップ構築宣言」のひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」（取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等）を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用に使われる金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。